

令和7年度渋川市養育費確保支援事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>市は、ひとり親における養育費の債務名義化を促進し、ひとり親が養育費を継続して受け取ることのできる環境を整えるため、養育費確保のために必要な経費に対し、予算の範囲内において、費用の一部を補助します。</p>
<p>内容</p>	<p>用語の定義</p> <p>この補助金制度における用語の意義は、次のとおりです。</p> <p>(1) ひとり親 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に該当する者をいう。</p> <p>(2) 児童 児童扶養手当の対象児童をいう。</p> <p>(3) 公正証書等 ひとり親が現に扶養する児童に対する養育費を取り決めた債務名義（公正証書、審判書、調停調書、和解調書及び判決書に限る。）をいう。</p> <p>(4) 養育費保証契約 ひとり親と保証会社が契約した、保証期間が1年以上の養育費保証契約</p> <p>(5) 養育費請求調停申立 離婚後に行う養育費請求調停申立をいう。</p> <p>(6) 養育費強制執行申立 未払の養育費に係る強制執行申立をいう。</p>
<p>補助対象者</p>	<p>補助の対象となる者は、市内に居住し、交付申請時において、児童扶養手当を受給しているひとり親であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。</p> <p>(1) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること。</p> <p>(2) 過去に同一の児童を対象として、国又は地方公共団体（本市を含む。）から公正証書等作成、養育費保証契約、養育費請求調停申立又は養育費強制執行申立に関する同趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>(3) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 公正証書等作成経費</p> <p>ア 公証手数料令（平成5年政令第224号。以下「令」という。）に定められた公証手数料のうち、次に掲げるもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (ア) 令第9条に定める手数料 (イ) 令第25条に定める証書の枚数による加算 (ウ) 令第39条に定める送達手数料 (エ) 令第42条に定める送達料金 イ 家庭裁判所の調停申立又は裁判に要する収入印紙代及び郵便切手代（養育費の取決めに係る部分に限る。） ウ 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る。） (2) 養育費保証契約経費 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が初回に負担する経費 (3) 養育費請求調停申立等経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 法テラスから実費の立替えを受けていない場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 養育費請求調停申立に要する弁護士費用（着手金に限る。） (イ) 養育費請求調停申立に要する収入印紙代及び郵便切手代 (ウ) 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る。） イ 法テラスから実費の立替えを受けている場合 法テラスへの償還金のうち、ア（ア）から（ウ）までに係るもの (4) 養育費強制執行申立等経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 法テラスから実費の立替えを受けていない場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 養育費強制執行申立に要する弁護士費用（着手金に限る。） (イ) 養育費強制執行申立に要する収入印紙代及び郵便切手代 (ウ) 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る。） イ 法テラスから実費の立替えを受けている場合 法テラスへの償還金のうち、ア（ア）から（ウ）までに係るもの
交付金額		<p>この補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とし、限度額は次に掲げるとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公正証書等作成経費 3万円 (2) 養育費保証契約経費 5万円 (3) 養育費請求調停申立等経費 10万円 (4) 養育費強制執行申立等経費 10万円

	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、400,000円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付手等	交付申請の方法	<p>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、渋川市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて子ども支援課へ提出してください。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができます。</p> <p>(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本 (2) 世帯全員の住民票の写し（本籍及び続柄の記載があるもの） (3) 補助対象となる経費の領収書等（申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書） (4) 補助対象経費の区分ごとに次に掲げるもの ア 公正証書等作成経費 養育費の取決めを交わした文書（公正証書等）の写し イ 養育費保証契約経費 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し ウ 養育費請求調停申立等経費 (ア) 養育費請求調停申立を裁判所が受理したことが分かる書類 (イ) 弁護士委任契約に係る契約書の写し (ウ) 法テラスの援助開始決定通知の写し及び法テラスの援助終結決定通知 エ 養育費強制執行申立等経費 (ア) 養育費強制執行申立を裁判所が受理したことが分かる書類 (イ) 弁護士委任契約に係る契約書の写し (ウ) 法テラスの援助開始決定通知の写し及び法テラスの援助終結決定通知 (5) その他市長が必要と認めるもの</p>
	交付申請の時期	<p>補助金の申請は、補助対象経費の区分ごとに、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 公正証書等作成経費 公正証書等を作成した日の翌日から起算して6か月以内 (2) 養育費保証契約経費 養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6か月以内 (3) 養育費請求調停申立等経費 裁判所において養育費請求調停申立が受理された日の翌日から起算して6か月以</p>

	<p>内（法テラスから実費の立替えを受けている場合にあつては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して6か月以内）</p> <p>（4） 養育費強制執行申立等経費 裁判所において強制執行の申立が受理された日の翌日から起算して6か月以内（法テラスから実費の立替えを受けている場合にあつては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して6か月以内）</p>
交付決定、確定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定及び確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市養育費確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市養育費確保支援事業補助金交付請求書（様式第3号）に渋川市養育費確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書を添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>渋川市養育費確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市養育費確保支援事業補助金交付請求書（様式第3号）</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所こども支援課（本庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2415（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線1249）</p> <p>メールアドレス kosodatechien@city.shibukawa.gunma.jp</p>